

第7章 敷地利用計画

1. 施設構成および配置計画

敷地利用計画については、次に掲げる条件に基づき基本設計時に作成するものとします。



【計画予定エリアの諸条件】

全体16,112㎡のうち、庁舎用地として10,000㎡を活用、残りは将来の公共施設予定地とする。

新庁舎敷地：約10,000㎡

○庁舎建築面積 ≒ 2,000㎡（延床6,000㎡で3階建てを想定）

○附属棟建築面積 ≒ 700㎡

○駐車場・駐輪場 ≒ 5,000㎡

○その他（緑地・広場等）≒ 2,300㎡

※1. 都市計画施設（錦江ポンプ場用地）として、約4,900㎡を指定済みである。

※2. 錦江ポンプ場の地上は、広場または駐車場として計画しておく。

■ 配慮事項

- ・海からの景観や桜島の眺望に配慮する。
- ・海岸に隣接するための対策を施す。
- ・河川浸水想定0.5m未満の区域に指定。浸水対策を踏まえて庁舎の1階フロアレベルを設定する。また、現況からの地盤レベルのかさ上げを検討する。
- ・人、車の動線を検討する。（特に交通アクセス性、歩道整備、車のアプローチを考慮）